

# 所得税の還付申告は

## お早めに

上尾税務署では1月5日から受け付けています

### 医療費控除

あなたがご自分やご家族（同一生計）の病気やけがなどにより支払った医療費があるとき

### 住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したり、増築をした場合で一定の要件に該当するとき

### 会社などを中途退職した人

平成15年中に会社などを退職した後、再就職していないとき

確定申告の必要のないサラリーマンやパートの方（年税額のある方）でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除など年末調整ではできない控除は、税務署に申告することによって、所得税の一部または全部が還付されます。

また、平成15年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整が済んでいない人も、確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。還付申告の受付は、上尾税務署では1月5日から還付申告書の提出ができます。また、町でも下記の日程で受け付け

## 上尾税務署からののお知らせ

上尾税務署では、今年の確定申告期間中は、平日以外でも、2月22日(日)・2月29日(日)の両日に限り、税務署にて確定申告の相談・申告書の受付を行います。

この2日間は混雑が予想されますので、確定申告の相談をされる方は、お早めにお越しください。

駐車場が狭いので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

☎ 776-8211

- ます。ただし、内容によっては、受けられないものもありますので、できるだけ上尾税務署へ提出してください。
- 受付日時** 2月5日(木)・6日(金) 9時～15時30分
- 場所** 総合センター多目的ホール
- ☎ **税務課町民税係** ②1
- 52 **上尾税務署** ⑦76 8211
- 1 還付申告をすることができると要件等詳しくは、広報と同じ時期に配布されたチラシ「上尾税務署からのお知らせ」をご覧ください。

お願い 上尾税務署では、確定申告書等についてはご自分で作成し、郵送等で提出していただく「自書申告」をお願いしています。

### 所得税の還付申告などの問い合わせ・申告書郵送先

上尾税務署 〒362 8504 上尾市大字西門前577 個人課税部門(所得税など) ☎ 770 1804

## 償却資産の申告は 2月2日(月)までです

償却資産とは、事業を営む個人(法人)が使用している事業用資産をいいます。

この償却資産は固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に2月2日まで(通常は1月31日まで)に申告することになっています。町では、申告用紙を12月下旬に発送しましたので、申告をお願いします。

なお、用紙がない場合または申告等について不明な点がありましたら、税務課固定資産税係 ②154 にお問い合せください。

**申告を要する人** 償却資産を町内に所有する人、または貸し付けている人。(なお、1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告書にその旨を記入して提出してください)

**償却資産の種類** 構築物 = 広告塔、看板、門、塀、舗装路、その他土地に定着する土木設備など・機械および装置 = コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など・車両および運搬具 = プルトーザーなど・工具、器具および備品 = 机、いす、ロッカー陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、金型など

**申告を要しない資産** 耐用年数1年未満または、取得価額もしくは製作価額が20万円未満の償却資産 家庭用に使用される資産 自動車税または、軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など

税理士による

## 還付申告 無料相談

2月2日～13日(土、日、祝日および、2月3日を除く)税理士会上尾支部では、次の還付申告相談や申告書の作成を無料でを行います。希望される方は税理士会上尾支部、または、最寄りの税理士事務所へ事前に電話で予約のうえ、お出かけください。

年金受給者(年金収入600万円以下) 給与所得者で医療費控除(領収書は計算済)を受けようとする方(給与収入600万円以下) 年の中途の退職者または年末調整が済んでいない方

☎ 776-8777

## ご注意ください

最近、税務署職員や役場の税務課職員を装って、勤務先、取引銀行等を問い合わせる不信電話が多発しています。

もし不信な点があるときは、即答せず、上尾税務署または役場税務課へお問い合わせください。

☎ 上尾税務署総務課 776 8211  
町税務課 721 2111

## 農用地の除外申請

農業振興地域に指定されている土地に、農家の二・三男の分家住宅などを計画している方は、農用地から除外する、農地転用の手続きが必要となります。

昭和48年に策定された農業振興地域整備計画により、集団農用地の確保と農業の健全な発展を図るため、農用地として指定されている土地には、一般の建物を建築することが

規制されています。

除外申請受付期間 2月2日

～27日までに農業委員会です手続きをしてください。

申請に必要な書類 申請書、

理由書、配置図、位置図、公

図の写し、土地登記簿謄本、

農家証明、土地所有者の同意

書、その他事業計画の内容に

よって添付書類が異なります。

☎ 農業委員会事務局 ② 232

## MIKE S BUSH TELEGRAPH



No.13

## Summer and weekends in Australia Part 1 (January) オーストラリアの夏と週末 その1(1月)

Hello again! It is now January, and of course it is very cold here in Japan. But across the seas in Australia, it is summer, and probably quite hot. Summer days in Australia can be a lot of fun, especially on the weekends. In Australia, few people work on the weekends. Both Saturday and Sunday are 'days off'. There are some people that must work, such as shift workers, shop workers, taxi drivers and those in the hospitality industry, but most people can relax on the weekends. Weekends can be very relaxing in Australia, but also very busy. There are many different things which we might do. A lot of sport is played. Some adults play sports. Australian-rules football & rugby (winter) and cricket (summer) are the national sports. But a lot of other sports are played too, such as basketball, netball and soccer. Those people who have children often spend their Saturday afternoons taking their children to play sport for their school or local sporting club. Picnics and barbecues are also popular, especially during spring and summer. I remember as a child we had a big barbecue, which we used a lot, not just on the weekends. Sometimes in summer we would use it almost every day. I love barbecued beef and lamb.

またまたこんにちは！今は1月、ここ日本はとっても寒いですが、しかし海の向こうオーストラリアでは今まさに夏で、おそらくかなり暑いはずですが。オーストラリアでの夏の日々にはとってもたくさんの楽しいことがあります。特に週末には、オーストラリアでは週末に働く人はごくわずかです。土曜も日曜も休日なのです。たしかに働かなければならない人はいます。たとえば交替制勤務の人々やお店の店員さん、タクシードライバーさん、サービス業界で働く人々などがそうなのですが、ほとんどの人が週末は休日でのんびりリラックスできます。オーストラリアでの週末はリラックスできる反面、とってもあわただしいところもあります。私たちが参加できることがたくさんあります。(そのひとつとして)たくさんのスポーツが行われています。ある大人たちはスポーツをします。冬にはオーストラリア式のフットボールやラグビー、夏にはクリケットが国民的なスポーツです。バスケットボールやネットボール、サッカーといったようなほかのたくさんのスポーツも行われています。子どもをもつ大人たちは学校や地元のスपोर्टクラブで行われているスポーツに参加するために、土曜の午後自分の子どもたちを連れて行ってよく一緒に過ごしています。また、週末にピクニックに行ったり、バーベキューをしたりするのも、特に春と夏には人気があります。子どものころ、週末だけでなく普段の日も、家族で肉などの食材を豊富に使うのが大好きで、毎日バーベキューをしていたこともありました。私はバーベキューで食べる牛肉と子羊の肉がとっても好きです。

マイクへのお問い合わせは、教育委員会学校教育課② 2532まで